

# 「公安警察の手口許されぬ」

## 大垣署漏洩訴訟結審 最終弁論で原告側

大垣市の風力発電施設建設をめぐる大垣署に違法に個人情報収集、漏出されたなどとして、市内の住民4人が国と県を相手取り、国家賠償やデータ抹消を求めた訴訟が25日、岐阜地裁で結審した。判決は来年2月21日に言い渡される。

2013～14年に大垣署員が中部電力の子会社シーテックの社員に4回会い、原告4人の活動歴や病歴などを伝えていたことが、同社の内部資料の「議事録」で明らかになっている。

25日の最終弁論で、原告

の松島勢至さんが意見陳述し、「議事録を読むと、私の生き方を否定し、私の行動が大垣市の平穩を乱すようなものだと言っていることに怒りを覚える。誰でもうと監視してもされてもいけない。基本的人権が問われている」と述べた。

原告代理人の弁護士は「大垣署警備課はシーテック社の危機感をあおり、同社を公安警察活動の協力者に仕立て上げるために原告らの個人情報を提供した。あおられた同社は署から有益な情報を得るために原告

らの個人情報を収集し、提供した。これが公安警察の情報収集の手口で、許されない行為」と主張した。

被告の国と県は、署員がシーテック社と意見交換したことは認めているが、「法令上、情報収集活動は警察の責務」などと反論。抹消すべきデータも特定されていないなどとして請求棄却を求めている。

県は最終準備書面を提出し、議事録に記載されている原告の活動歴や病歴などの情報は本人が公表しているもので精神的苦痛が生じていないうえ、議事録は社員の記憶や印象に基づき作成されていて正確でないとしている。

(伊藤智章、深津弘)

2021.10.26 朝日新聞

2021.10.26 岐阜新聞

2021.10.26 読売新聞

# 住民情報提供 賠償訴訟結審

中部電力子会社のシーテック(名古屋)が計画する風力発電施設の建設を巡り、計画に反対する住民らの情報を、大垣署員が同社に提供したのは不当などと

して、住民ら4人が県に計約440万円の損害賠償などを求めた訴訟の口頭弁論が25日、岐阜地裁(鳥居俊一裁判長)で行われた。原告と県側が最終準備書面を提出し、結審した。判決は来年2月21日。

# 大垣署情報漏えい 原告が違憲性主張

岐阜地裁、結審

大垣市などで計画されて

いた風力発電施設の建設を巡り、大垣署員が反対住民らの個人情報を事業者の中部電力子会社シーテック(名古屋)に伝えたのはプライバシー権の侵害だと主張。この住民らが国と県が保有する情報の抹消と損害賠償を求めた訴訟は25日、岐阜地裁(鳥居俊一裁

判長)で結審した。判決は来年2月21日。

原告側は意見陳述で、警察による情報の収集と保有は原告のプライバシー権や人格権の侵害に当たると主張し、違法性や違法性を主張した。

被告側は、署が同社に提供したのは原告が既に公表

している情報だったなどと請求棄却を求めている。

訴状などによると、署員は2013～14年に4回、社員と面会し、住民らの年齢や学歴、病歴などに加えて、反対運動が「大々的な市民運動へと展開する」などと伝えていたとさ

# 県警の情報収集「違法」

地裁結審 大垣漏えい訴訟で原告側

西濃地方の風力発電施設建設を巡り、反対派住民の個人情報収集を大垣署員が中部電力の子会社シーテック(名古屋)に漏らし、

賠償を、県と国に個人情報収集の抹消を求めた訴訟が二十五日、岐阜地裁で結審した。判決は来年二月二十一日。

原告側によると、県は書面で、住民らの情報収集やシーテックへの情報提供は通常の警察業務の一環だと主張。伝えた個人情報、

原告が公表しているものだとした。国は、抹消する情報特定されていないとして、請求の却下を求めているという。

訴状によると、大垣署の署員はシーテックと二〇一三～一四年に開いた情報交換会で、四人の個人情報を社員に伝えたことされる。

# 結審 新聞報道記事

精神的苦痛を受けたなどとして、大垣市民の男女四人が県に計四百万円の損害

最終弁論で原告側は、シーテックを公安警察活動の協力者にする目的で署警備

2021.10.26 中日新聞